

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年7月22日（月）10時00分～10時15分
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

1. 人事給与制度改革について

【組合】 7月1日の団体交渉で「交通局 人事・給与制度改革」の詳細の説明を受けた後、7月19日の執行委員会で報告し、今後の対応について協議を行った。特に、健康管理に関する「職員配置・勤務体制の見直し(案)」について、各所属で業務内容が異なることから、「安全・安心・信頼」の運行を行うためには、現場の意見を聞いた上で、人員配置などを確認する必要があると考えている。これを踏まえ、各所属と支部・部会でしっかり協議し、労使確認して進めていくよう申し入れる。

また、支部交渉や部会交渉を行う際には、必要に応じて、組合本部より書記長がオブザーバーとして参加するため、その際は当局から経営企画課課長も同席してもらいたい。

【当局】 各所属に共有したうえで、丁寧に協議を進めてまいりたい。

2. 乗務できない乗合自動車運転士への対応について

【当局】 2024年1月30日の対局交渉において、提案・説明した「乗務できない乗合自動車運転士への対応」については、継続協議としていたが、改めて、提案・説明をさせていただく。

平成31年4月の三宮重大事故をはじめ、高齢の運転士の重大事故が続いたことから、令和2年度より再任用時に事故歴や懲戒処分歴などを考慮し乗務可否の判断を行っており、乗務が継続することが適格でないと判断した運転士については、ターミナル整理員など非乗務勤務としてきたところである。

定年延長の導入に伴い、再任用となる年齢は段階的に引き上げられているところであるが、事故の原因の一つとなる高齢化は考慮していく必要はあることから、引き続き60歳で乗務可否の判断は行っていく。

一方、ターミナル整理員の業務は、本来、乗合自動車運転士として担う乗合自動車運転業務等と比較して同等の処遇とすべき業務ではないことから、今後の定年延長により現職職員が担うことも想定されるなかで、処遇の見直しについて早急に対処していく必要がある。

また、安全運行の確保の観点から、再三の研修等を受講してもなお運転技術等の改善がみられず、乗務させることが不適格であると判断した場合も非乗務勤務としているが、今後は同様にターミナル整理員の業務を担当させるなどの対応をとらざるを得ない。

そのため、今後は、以下のとおり取り扱うこととする。

乗務できない乗合自動車運転士が担う業務として、(1)業務内容は、三宮駅前及び阪急六甲等のターミナル整理員の業務とする。(2)処遇については、業務内容を鑑みて、現業職1級格付けとする。これらについて添付の案のとおり

「交通局バスターミナル整理員実施要綱」を制定し、整理員の給与については要綱で定める。

なお、本人同意如何に関わらず、運転士の適性がなく、継続的な指導を十分行ったにも関わらず改善がみられず、今後も事故を起こす可能性が非常に高いなど、勤務実績が良くない又はその職に必要な適格性を欠く場合は、分限処分（降給）として実施する。

対象者については、（１）高齢運転士の場合（毎年４月１日において６０歳以上となる運転士）は、①有責事故件数、②懲戒処分件数、③健康状態を基に判定し、基準点を下回った場合において、その後実施する重点指導研修においてもなお改善が見られない運転士とし、（２）運転技術等が不適合でその職責を果たすことができない場合は、再三の乗務員研修等の効果がみられず、その後実施する重点指導研修においてもなお改善の見られない運転士とする。

次に手続きとして、分限処分として実施する場合において、（１）高齢運転士については、年末の１２月頃に手続きを開始し、重点指導研修、特別研修（５日間）、その後の経過観察・個別指導を実施したうえで、４月１日付で配置していくこととする。（２）運転技術等が不適合でその職責を果たすことができない運転士については、手続きは高齢運転士と同じであるが、本制度導入以降は随時実施することとし、４月前から手続きを開始し、高齢運転士と同様の手続きを経て整理員として配置していくこととする。これについても「交通局における継続的な指導を要する職員への対応要綱（概要図）」を変更し、あらかじめ手続きの透明性は図っていく。

次に、現在の整理員の取り扱いであるが、本来の運転士としての職責を果たしていないことについては、現在の再任用職員として整理員の業務に従事している運転士についても同様であることから、現在の整理員も対象として加えることとし、本制度導入以降、手続きを開始する。

なお、今回の制度導入にあわせて、整理員の業務に従事する者で勤務成績が優秀な職員のうち希望者については、毎年２月頃に実施する特別研修の際に特別選考を受験することで、これに合格し職務遂行能力が実証されれば、乗合自動車運転業務への再配置を認めることとする。

本制度については、８月１３日より、実施することとする。

【組合】 制度の運用開始は８月１３日からとのことであるが、２０２３年度以前より整理員に従事している職員について、運転士の適性の確認や経営企画課課長の面談などの手続きを実施したのか。

【当局】 ２０２３年以前から整理員の業務に従事している職員については、制度の運用開始である８月１３日以降に手続きを開始していく。

【組合】 １月３０日の対局交渉でも申し入れているが、整理員の処遇が業務員と同じ１級格付けになるのは厳しすぎる。現在、国で定年延長に伴う６０歳以降の給与制度についての見直しが検討されており、これらが決定した際には、改めて整

理員の処遇について協議するよう申し入れておく。

処遇に関しては不満が残るものの、現在の整理員が乗合自動車運転士に復帰できる機会ができる内容であることから、提案内容については了承することとする。

【当局】 上司に報告する。